

第157期

定時株主総会 招集ご通知

自 2024年4月1日 至 2025年3月31日

日時

2025年6月20日(金)午前10時
(受付開始 午前9時予定)

場所

東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
イイノホール(飯野ビルディング4階)

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役10名選任の件

目次

株主の皆さまへ	2
招集ご通知	3
(ご参考)議決権行使のご案内	5
株主総会参考書類	9
事業報告	29
連結計算書類等	51
計算書類等	55

企業理念

～ グローバルに信頼される  ～

海運業を主軸とする物流企業として、
人々の豊かな暮らしに貢献します。

ビジョン

全てのステークホルダーから信頼されるパートナーとして、
グローバル社会のインフラを支えることで
持続的成長と企業価値向上を目指します。

大事にする価値観

お客様を第一に
考えた安全で最適な
サービスの提供

たゆまない
課題解決への
姿勢

専門性を追求した
川崎汽船ならではの
価値の提供

変革への
飽くなき
チャレンジ

地球環境と
持続可能な
社会への貢献

多様な価値観の
受容による人間性の
尊重と公正な事業活動

株主の皆さまへ



取締役 代表執行役社長 五十嵐武宣

株主の皆さまには、平素から格別のご高配を賜り、心より御礼申し上げます。当社第157期定時株主総会を開催いたしますので、ここにご通知申し上げます。

当社は2025年3月28日に開催した臨時株主総会でのご承認を経て、指名委員会等設置会社に移行いたしました。また同日付で私、五十嵐武宣が代表執行役社長に就任いたしました。海運業を取りまく環境は、地政革^き

招集ご通知

(証券コード：9107)
2025年5月30日

株 主 各 位

神戸市中央区海岸通8番

川崎汽船株式会社

取締役 代表執行役社長 五十嵐 武宣

第157期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、第157期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、5頁の「議決権行使のご案内」に従って、**2025年6月19日（木曜日）午後5時**までにインターネット等又は書面（郵送）により事前に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



当社ウェブサイト

<https://www.kline.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）及び三井住友信託銀行のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下からご確認ください。



東京証券取引所ウェブサイト
(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「川崎汽船」又は「コード」に当社証券コード「9107」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄からご確認ください。)



株主総会ポータル
(三井住友信託銀行)

<https://www.soukai-portal.net>

議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、上記URLへアクセスしID・パスワードをご入力ください。

敬 具

記

1	日 時	2025年6月20日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時予定）
2	場 所	東京都千代田区内幸町二丁目1番1号 イイノホール（飯野ビルディング4階） （末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3	目的事項	報告事項 第157期（自2024年4月1日 至2025年3月31日）事業報告、計算書類及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役10名選任の件

以上

書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面を合わせてお送りいたしますが、当該書面には、法令及び当社定款の規定に基づき、次の事項を記載しておりません。

「主要な事業内容」「主要な借入先」「会社の新株予約権等に関する事項」「会計監査人の状況」「執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」「執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

なお、監査委員会及び会計監査人は上記事項を含む監査対象書類を監査しております。

電子提供措置事項に修正をすべき事情が生じた場合は、電子提供措置をとっているインターネット上の各ウェブサイトにおいて、修正した旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

書面により議決権を行使された場合の議決権行使において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱いたします。

書面による議決権の行使とインターネット等による議決権の行使とにより重複して議決権を行使された場合は、後に到達したものを有効といたしますが、同一の日に到達した場合は、インターネット等による議決権の行使を有効なものいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効なものいたします。

本総会当日の様子は、当日ライブ配信するとともに、前記の当社ウェブサイトにおいて後日動画配信予定です。

インターネット等による議決権行使のご案内

スマートフォン等による議決権行使方法

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

- 2 株主総会ポータル トップ
- 3 以降は画面の案内に従って画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトにアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトに遷移できます。

インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
インターネット等と書面の両方で議決権行使をされた場合は、後に到着したものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、インターネット等と書面が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、こちらにお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031(フリーダイヤル)
(受付時間 9:00～21:00)



ぜひQ&Aもご確認ください。

機関投資家の皆さまにおかれましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。
ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータル <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。
<https://www.web54.net>

事前質問の受付について

株主様から事前にご質問をお受けいたします。株主総会ポータルにログインいただき、トップ画面から「事前質問へ」ボタンをタップ/クリックします。「事前質問のご入力」画面が表示されますので、以降は画面の案内に従ってご質問をご入力ください。

- (1) 受付期間: 2025年6月10日(火) 午後5時まで
- (2) ご留意事項

株主様からいただきましたご質問のうち、株主様のご関心が高いご質問につきましては、株主総会当日に回答させていただく予定です。株主総会当日に回答できなかったご質問は、株主総会終了後に当社ウェブサイトにて回答させていただきます。

なお、いただいたご質問すべてについて回答することをお約束するものではありませんので、あらかじめご了承ください。

3

画面上の注意事項にご同意いただき、
「視聴する」ボタンをクリックし、ご利用ください。

<ライブ配信ご視聴にあたっての注意事項>

ライブ配信をご視聴される株主様は、当日会場にご出席いただく場合と異なり、当日の決議にご参加いただくことができません。郵送又はインターネット等により事前の議決権行使をお願い申し上げます(5頁～6頁をご参照ください)。また同様に、当日の審議の際にご質問及びご意見を承ることができませんのでご注意ください。

ご使用のパソコン及びインターネットの接続環境並びに回線の状況等により、ご視聴いただけない場合があります。

ご視聴いただく場合の通信料金等は株主様のご負担となります。

撮影、録画、録音、保存はご遠慮ください。

株主ID及びパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。

ご出席される株主様のプライバシーに配慮いたしまして、中継の映像は議長席及び役員席付近のみとさせていただきます。

ご不明な点がございましたら、以下の窓口へお問い合わせください。



ライブ配信に
関する
お問い合わせ先

株主番号及びパスワードについて

三井住友信託銀行株式会社
バーチャル株主總會サポート 専用ダイヤル

0120-782-041

受付時間：午前9時～午後5時
(土日休日を除く)

ライブ配信の視聴について

株式会社ブイキューブ

03-6833-6876

受付日時：6月20日(株主總會当日)
午前9時～株主總會終了時

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は最適資本構成とキャッシュアロケーションを意識し、企業価値向上に必要な投資及び財務の健全性を確保のうえ、キャッシュフローも踏まえて自己株式取得を含めた株主還元を積極的に進めることで中長期的な株主利益の向上を図ることを基本方針としています。

当期の期末配当につきましては、この基本方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

1

配当財産の種類

金銭といたします。

2

配当財産の割当に関する
事項及びその総額

当社普通株式1株につき50円

総額 31,902,980,400円

3

剰余金の配当が
効力を生ずる日

2025年6月23日

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、指名委員会の決定に基づき、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。
取締役候補者は、次のとおりです。

候補者 番号	氏名	当社における地位、担当	2024年度 取締役会 出席状況	専門性								
				企業経営 経営戦略	法務・ リスクマネ ジメント	財務・ 会計	人事・ 労務	安全・ 品質	環境・ 技術	グローバル	営業・ マーケ ティング	
1	みょうちん ゆきかず 明珍 幸一 再任	取締役会長 指名委員 報酬委員	100%									
2	いがらしたけのり 五十嵐武宣 再任	取締役 代表執行役社長（CEO）	100%									
3	あらい くにひこ 荒井 邦彦 再任	取締役 監査委員（常勤）	100%									
4	やまだ けいじ 山田 啓二 再任 独立社外	取締役、筆頭社外取締役 指名委員会委員長 報酬委員	100%									
5	うちだ りゅうへい 内田 龍平 再任 社外	取締役 指名委員 報酬委員	100%									
6	こたか こうじ 小高 功嗣 再任 独立社外	取締役 指名委員 監査委員会委員長 報酬委員	100%									
7	まき ひろゆき 牧 寛之 再任 独立社外	取締役 監査委員	100%									
8	まさい たかこ 政井 貴子 再任 独立社外	取締役 指名委員 報酬委員会委員長	100%									
9	はらさわ あつみ 原澤 敦美 再任 独立社外	取締役 監査委員	100%									
10	くぼ しんすけ 久保 伸介 再任 独立社外	取締役 監査委員	100%									

荒井邦彦氏、原澤敦美氏及び久保伸介氏の取締役会出席状況は、監査役としての出席状況も含めて記載しています。

当社では、重要課題として整理したマテリアリティに基づいて取締役会に求められるスキル（知識・経験・能力等）を特定し、スキルの組み合わせ、多様性を考慮した取締役会の構成とすることで、取締役会の機能の発揮を図っています。

株主総会参考書類

1 候補者番号 **みょう ちん ゆき かず** **明 珍 幸 一** (1961年3月27日生) **再任**

所有する当社の株式の数 144,300株

取締役会への出席状況 100%(19回/19回)

取締役在任年数 9年

当社における地位、担当

取締役会長

指名委員

報酬委員

重要な兼職の状況

一般社団法人日本船主協会会長

略歴

1984年4月 当社入社

2010年1月 当社コンテナ船事業グループ長

2011年4月 当社執行役員

2016年4月 当社常務執行役員

2016年6月 当社取締役、常務執行役員

2018年4月 当社代表取締役、専務執行役員

2019年4月 当社代表取締役社長、社長執行役員

2025年3月 当社取締役会長(現職)

取締役候補者とした理由

明珍幸一氏は、2019年4月に当社代表取締役社長、2025年3月に当社取締役会長に就任しました。同氏は、2020年初めからの新型コロナウイルス感染症拡大により事業環境が不透明なかで経営計画を策定・遂行し、2021年3月期以降、大幅な業績改善を果たしました。同氏が培ってきた幅広い知見とリーダーとしての経験は、新たなコーポレートガバナンス体制のもと経営の監督を強化し、中長期的に企業価値の向上を図るうえで必要不可欠であることから、取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

<ご参考> 取締役候補者の指名の方針・手続

経営計画の達成に向け、当社の取締役会は、多様なバックグラウンド・知見からの建設的な議論や監督を行うため、企業等大組織の運営経験者、海運業の営業面や技術面、ファイナンスその他の専門知識を有する者などジェンダーや国際性、職歴、年齢の面を含む多様な人材で構成するものとし、取締役候補者を決定するに際してはかかる多様性に配慮することとしています。

また、取締役には、業務執行のモニタリングに資することのできる広く深い経験と知見とを有し、かつ人格に優れ、法令及び社会規範を遵守する意識の高い人材を指名することとしています。取締役会の規模については、当面10名前後とし、3分の1以上を独立社外取締役とすることとしています。

取締役候補者は、過半数を独立社外取締役で構成し、独立社外取締役が委員長を務める指名委員会において、公正、透明かつ厳格な審議を経て決定することとし、取締役会はその内容に従い取締役の選解任に関する議案を株主総会に上程することとしています。

2
候補者番号

いがらし たけ のり
五十嵐 武 宣

(1967年3月5日生)

再任

所有する当社の株式の数 4,600株

取締役会への出席状況 100%(1回/1回)

取締役在任年数 3か月

当社における地位、担当
取締役
代表執行役社長
(CEO)

略歴

1991年10月 当社入社
2016年10月 当社経営企画グループ長
2019年4月 当社執行役員
2021年4月 当社常務執行役員
2024年4月 当社専務執行役員
2025年3月 当社取締役、代表執行役社長(現職)

取締役候補者とした理由

五十嵐武宣氏は、2025年3月に当社取締役代表執行役社長に就任しました。同氏は、長年の自動車船部門における業務経験の後、2014年からは経営企画部門で前中期経営計画の策定やコンテナ船事業統合会社の設立に携わるとともに、現在の中期経営計画で進めている事業ポートフォリオ戦略の基盤となる、経営管理の高度化を推進しました。2019年の自動車船部門担当執行役員就任以降は、コロナ禍を経験しながらも船隊適正化や運航・配船効率の向上を進め、同部門の業績の向上に重要な役割を担いました。同氏がこれまでに培ってきた幅広く深い知見と経験に裏打ちされたリーダーシップは上記の実績からも証明されており、その手腕は、現中期経営計画を完遂し、次期中期経営計画を策定していくうえで必要不可欠であると判断することから、引き続き取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

3 あら い くに ひこ
候補者番号 **荒 井 邦 彦** (1959年11月16日生) **再任**

所有する当社の株式の数	38,400株	取締役会への出席状況	100%(19回/19回)	取締役在任年数	3か月
当社における地位、担当		2012年 7月	当社北京駐在員 (2012年12月駐在員事務所閉鎖)		
取締役			KLINE (CHINA) LTD.社長 (2019年6月退任)		
監査委員 (常勤)			"K" LINE (HONG KONG) LIMITED社長 (2019年1月退任)		
略歴		2014年 1月	当社常務執行役員		
1982年 4月	当社入社	2015年 4月	当社特任顧問		
2001年 8月	"K" LINE PTE LTD Trade Management Division General Manager	2019年 4月	当社監査役		
		2019年 6月	当社取締役 (現職)		
		2025年 3月			

取締役候補者とした理由

荒井邦彦氏は、2019年3月に当社執行役員を退任するまで、主としてコンテナ船事業に従事し、チリ、シンガポール及び中国の現地法人における在勤も含め国内外の幅広い業務を経験した後、2019年6月に当社監査役に就任、2025年3月に取締役に就任しました。同氏は、業務執行のモニタリングに資する広く深い業務知識並びに財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当社監査役就任以来、実効的な監査を行ってきた実績を踏まえ、引き続き取締役として選任をお願いするものです。今回同氏が再任された場合には、引き続き常勤監査委員に就任することを予定しています。なお、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

4
候補者番号

やま だ けい じ
山 田 啓 二

(1954年4月5日生)

再任

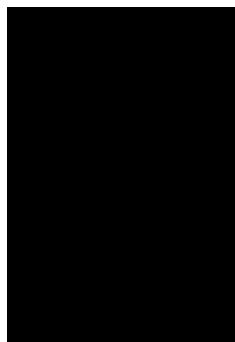
独立・社外

所有する当社の株式の数	2,100株	取締役会への出席状況	100%(19回/19回)	社外取締役 在任年数	6年
当社における地位、担当 取締役、筆頭社外取締役 指名委員会委員長 報酬委員		1992年7月 1997年7月		内閣法制局参事官 国土庁(現国土交通省)土地局土地情報課長	
重要な兼職の状況		1999年8月 2001年6月 2002年4月 2011年4月 2018年4月		京都府総務部長 京都府副知事 京都府知事(2018年4月退任) 全国知事会会長(同上) 京都産業大学学長補佐、同大学法学部 法政策学科教授	
学校法人京都産業大学理事長 京都産業大学法学部法政策学科教授 株式会社堀場製作所社外監査役 株式会社トーセ社外取締役		2019年6月 2020年3月 2020年4月		当社社外取締役(現職) 株式会社堀場製作所社外監査役(現職) 京都産業大学学長特別補佐、 同大学法学部法政策学科教授	
略歴		1977年4月 1982年7月 1983年7月 1985年9月 1989年4月 1992年1月		自治省(現総務省)入省 国税庁天草税務署長 和歌山県総務部地方課長 国際観光振興会総務部職員サンフランシスコ 観光宣伝事務所次長 高知県総務部財政課長 自治省行政局行政課理事官	
		2020年11月 2021年4月 2024年6月		株式会社トーセ社外取締役(現職) 学校法人京都産業大学理事、京都産業 大学学長特別補佐、同大学法学部法政策 学科教授 学校法人京都産業大学理事長、京都産業 大学法学部法政策学科教授(現職)	

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

山田啓二氏は、旧自治省をはじめとした諸省庁及び地方自治体において要職を歴任した後、京都府知事を4期16年務めた経験を有しており、2019年6月から当社社外取締役として選任されています。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に直接関与した経験はありませんが、長年にわたり行政の長として培ってきた幅広い経験・人脈と高い見識が当社グループの経営に生かされています。取締役会では筆頭社外取締役を務め、積極的な発言や、指名諮問委員会委員長及び報酬諮問委員会委員としての活動を通じて業務執行に対する監督等の役割を適切に果たしていたことから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。選任後は引き続き同様の役割を果たしていただくことを期待しています。なお、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。同氏は、当社の定める社外取締役の独立性に関する基準を満たしていることから、当社は同氏を当社が上場している東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しており、今般同氏が再任された場合には、引き続き独立役員として指定する予定です。

株主総会参考書類



5 候補者番号	うち 内 田 龍 平	だ りゅう へい	(1977年10月6日生)	再任	
				社外	
所有する当社の株式の数	0株	取締役会への出席状況	100%(19回/19回)	社外取締役 在任年数	6年
当社における地位、担当	取締役		略歴		
指名委員	報酬委員		2002年4月	三菱商事株式会社入社	
重要な兼職の状況	Effissimo Capital Management Pte Ltd ディレクター		2009年12月	株式会社産業革新機構入社 投資事業 グループ ヴァイス・プレジデント	
			2012年12月	Effissimo Capital Management Pte Ltd入社 ディレクター(現職)	
			2019年6月	当社社外取締役(現職)	

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

内田龍平氏は、三菱商事株式会社で主に国内外非上場企業への投資サポートに従事し、その後、株式会社産業革新機構で主に海外非上場企業への投資及び国内非上場企業の事業立ち上げを担当するとともに英国企業及びチリ企業の社外取締役を兼務しました。現在は当社の株主であるEffissimo Capital Management Pte Ltdのディレクターとして主に国内上場企業への投資管理を行っています。同氏は2019年6月から当社社外取締役として選任されており、企業価値向上の取組みに関する豊富な経験と高い見識が当社の経営に生かされています。当社株主の視点から取締役として積極的に発言し、当社の経営及び業務遂行の監督を行っていただくことは、株主共通の利益にもつながり、当社グループのコーポレートガバナンス向上に貢献するものと判断することから、引き続き社外取締役として選任をお願いします。選任後は引き続き上記の役割を適切に果たしていただくことを期待しています。なお、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

同氏は、会社法上の社外取締役の要件は満たしていますが、当社の独立性判断基準における株主要件に抵触すると判断するため、非独立社外取締役として提案いたします。



こ たか こう じ
小 高 功 嗣

(1958年5月14日生)

再任

独立・社外

所有する当社の株式の数	33,100株	取締役会への出席状況	100%(19回/19回)	社外取締役 在任年数	2年
当社における地位、担当 取締役		2009年11月	西村あさひ法律事務所カウンセ (2010年12月退所)		
指名委員		2011年1月	小高功嗣法律事務所代表弁護士(現職)		
監査委員会委員長		2012年9月	Apollo Global Management, LLC シニア・アドバイザー(現職)		
報酬委員		2013年6月	マネックスグループ株式会社社外取締役 (2018年6月退任)		
重要な兼職の状況 小高功嗣法律事務所代表弁護士		2016年2月	LINE株式会社社外取締役(2021年2月 退任)		
略歴		2018年3月	ケネディクス株式会社社外取締役 (2021年3月退任)		
1987年4月	佐藤・津田法律事務所弁護士(1988年 3月退所)	2021年3月	同社経営委員会委員(現職)		
1990年8月	ゴールドマン・サックス証券会社(現 ゴールドマン・サックス証券株式会社) 入社	2022年5月	グリーンヒル・ジャパン株式会社顧問 (2023年12月退任)		
1998年11月	同社マネージング・ディレクター	2023年6月	当社社外取締役(現職)		
2006年11月	同社パートナー(2008年11月退社)				

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

小高功嗣氏は、弁護士業に加え、証券、投資銀行、IT、不動産など幅広い分野の企業で取締役等を務めてきた経験並びに財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、同氏の法律に関する専門知識及び特に投資分野における豊富な知見を当社の経営に生かしていただくため、2023年6月から当社社外取締役として選任されています。法務・財務・会計領域での豊富な経験と投資やIRも含めた幅広い知見を生かして取締役会において積極的に発言し、報酬諮問委員会委員長及び指名諮問委員会委員としての活動を通じて業務執行に関する監督等の役割を適切に果たしていたことから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。選任後は引き続き同様の役割を果たしていただくとともに、監査委員会委員長として社外の独立した視点に立った実効的な監査を行っていただくことを期待しています。なお、同氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

同氏は、当社の定める社外取締役の独立性に関する基準を満たしていることから、当社は同氏を当社が上場している東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しており、今般同氏が再任された場合には、引き続き独立役員として指定する予定です。

7
まき 牧
ひろ 寛
ゆき 之
(1980年11月15日生)
再任
独立・社外

所有する当社の株式の数	0株	取締役会への出席状況	100%(19回/19回)	社外取締役 在任年数	2年
-------------	----	------------	---------------	---------------	----

当社における地位、担当 取締役 監査委員 重要な兼職の状況 株式会社バッファロー代表取締役社長執行役員CEO 株式会社メルコグループ代表取締役 略歴 2004年8月 Melco Asset Management Limited 代表取締役(2006年10月退任) 2006年11月 Melco Asset Management Pte. Ltd. 代表取締役(2007年9月退任) 2007年10月 MAM PTE. LTD.代表取締役(2014年5 月退任) 2011年6月 株式会社メルコホールディングス(現株 式会社バッファロー)取締役	2014年6月 同社代表取締役社長 2018年5月 株式会社バッファロー代表取締役社長 (2025年3月退任) 2020年5月 株式会社バッファロー・IT・ソリューションズ 代表取締役社長(2023年5月退任) 2020年10月 メルコフィナンシャルホールディングス 株式会社代表取締役社長(2023年4月 退任) 2021年5月 株式会社バイオス代表取締役社長 (2022年5月退任) 2022年5月 シマダヤ株式会社取締役(2025年6月 退任予定) 2022年6月 株式会社セゾン情報システムズ(現株式 会社セゾンテクノロジー)社外取締役 (2023年6月退任) 2023年6月 当社社外取締役(現職) 2023年7月 株式会社メルコグループ代表取締役 (現職) 2025年4月 株式会社バッファロー代表取締役 社長執行役員CEO(現職)
---	---

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

牧寛之氏は、IT関連事業を柱とする株式会社バッファローの代表取締役社長執行役員CEO並びに傘下企業群の代表取締役社長及び取締役を務めており、同氏の豊富なグループ経営に関する経験並びに財務及び会計に関する相当程度の知見を生かしていただくため、2023年6月から当社社外取締役として選任されています。経営者としての豊富な経験やIT・デジタル領域での幅広い知見からの取締役会における積極的な発言や、指名諮問委員会委員及び報酬諮問委員会委員としての活動を通じて業務執行に対する監督等の役割を適切に果たしていたことから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。選任後は引き続き同様の役割を果たしていただくことともに、監査委員として社外の独立した視点に立った実効的な監査を行っていただくことを期待しています。なお、同氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

同氏は、当社の定める社外取締役の独立性に関する基準を満たしていることから、当社は同氏を当社が上場している東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しており、今般同氏が再任された場合には、引き続き独立役員として指定する予定です。

8
候補者番号

まさ い たか こ
政 井 貴 子

(1965年3月8日生)

再任

独立・社外

所有する当社の株式の数	300株	取締役会への出席状況	100%(14回/14回)	社外取締役 在任年数	1年
当社における地位、担当 取締役		2016年6月		日本銀行政策委員会審議委員(2021年 6月退任)	
指名委員		2021年6月		SBI金融経済研究所株式会社取締役(現職)	
報酬委員会委員長		2021年7月		株式会社三菱ケミカルホールディングス (現三菱ケミカルグループ株式会社) 社外取締役(2023年6月退任)	
重要な兼職の状況				飛島建設株式会社(現飛島ホールディングス 株式会社)社外取締役(現職)	
SBI金融経済研究所株式会社取締役理事長		2021年7月		Sim Kee Boon Institute for Financial Economics, Advisory Board member (現職)	
飛島ホールディングス株式会社社外取締役				SBI金融経済研究所株式会社代表理事 (現理事長)(現職)	
大王製紙株式会社社外取締役				ブラックロック・ジャパン株式会社社外 取締役(2023年8月退任)	
ビーウィズ株式会社社外取締役(監査等委員)				実践女子大学客員教授(2025年3月退任)	
TNL Mediagene Director				当社社外取締役(現職)	
略歴				大王製紙株式会社社外取締役(現職)	
1988年11月	ノヴァ・スコシア銀行東京支店			ビーウィズ株式会社社外取締役(監査等 委員)(現職)	
1989年7月	トロント・ドミニオン銀行東京支店			TNL Mediagene Director(現職)	
1998年3月	クレディ・アグリコル・インドスエズ銀行 (現クレディ・アグリコル・CIB)東京支店	2022年4月			
	金融商品営業部部长	2024年6月			
2007年5月	株式会社新生銀行(現株式会社SBI新生 銀行)キャピタルマーケット部部长	2024年8月			
2013年4月	同行執行役員、市場営業本部市場調査 室長	2024年12月			
2015年7月	同行執行役員、金融市場調査部長				

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

政井貴子氏は、外資系銀行や国内銀行において金融市場に関わる業務を推進し、日本銀行では政策委員会審議委員として金融政策の策定に携わるなどの経験を有しています。同氏の金融市場における豊富な経験や金融経済に関する知見、ダイバーシティに関する見識を当社の経営に生かしていただくため、2024年6月から当社社外取締役として選任されています。選任後は当社の社外取締役として、これらの知見を生かした取締役会における積極的な発言や、指名諮問委員会委員及び報酬諮問委員会委員としての活動を通じて業務執行に対する監督等の役割を適切に果たしていたことから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。選任後は引き続き同様の役割を果たしていただくことを期待しています。なお、同氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

同氏は、当社の定める社外取締役の独立性に関する基準を満たしていることから、当社は同氏を当社が上場している東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しており、今般同氏が再任された場合には、引き続き独立役員として指定する予定です。

9 候補者番号	はら 原	さわ 澤	あつ 敦	み 美	(1967年8月28日生)	再任
						独立・社外
所有する当社の株式の数	1,600株	取締役会への出席状況	100%(19回/19回)	社外取締役 在任年数	3か月	
当社における地位、担当 取締役 監査委員		2014年6月	デジタルアーツ株式会社入社(2015年3月退社)			
		2015年4月	山崎法律特許事務所入所(2016年10月退所)			
重要な兼職の状況 五十嵐・渡辺・江坂法律事務所パートナー リコーリース株式会社社外取締役 株式会社ギックス社外監査役		2016年11月	五十嵐・渡辺・江坂法律事務所パートナー(現職)			
		2018年4月	ローソンバンク設立準備株式会社(現株式会社ローソン銀行)社外監査役(現職)			
略歴		2019年6月	当社社外監査役			
1992年4月	日本航空株式会社入社(2004年3月退社)	2020年6月	リコーリース株式会社社外取締役(現職)			
2009年12月	東京弁護士会登録 ゾンデルホフ&アインゼル法律特許事務所入所(2014年6月退所)	2020年9月	株式会社ギックス社外監査役(現職)			
		2025年3月	当社社外取締役(現職)			

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

原澤敦美氏は、日本の弁護士資格を有し、法律事務所での勤務を通じて得た企業法務、労働法、知的財産をはじめとした専門的な知識・経験に加え、日本航空株式会社が在籍時には一等航空整備士資格を取得したうえで技術的な側面から同社の安全運航に貢献するなど、運輸業にかかる知識・経験も有しています。同氏は、これまでに社外役員となること以外の方法で会社経営に直接関与した経験はありませんが、2019年6月に当社社外監査役に就任後、社外の独立した視点に立った実効的な監査を行ってきた実績を踏まえ、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。選任後は監査委員として、引き続き上記の役割及び業務執行に対する監督等を適切に果たしていただくことを期待しています。なお、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

同氏は、当社の定める社外取締役の独立性に関する基準を満たしていることから、当社は同氏を当社が上場している東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しており、今般同氏が再任された場合には、引き続き独立役員として指定する予定です。

10
候補者番号

く ぼ しん すけ
久 保 伸 介

(1956年3月4日生)

再任

独立・社外

所有する当社の株式の数	6,000株	取締役会への出席状況	100%(19回/19回)	社外取締役 在任年数	3か月
当社における地位、担当 取締役 監査委員		1982年3月	公認会計士登録		
		1998年6月	監査法人トーマツ(現有限責任監査法人 トーマツ)代表社員		
重要な兼職の状況 共栄会計事務所代表パートナー 日本航空株式会社社外監査役		2017年9月	有限責任監査法人トーマツ退所		
		2017年10月	久保伸介公認会計士事務所所長(現職)		
		2018年1月	事業活性化アドバイザー株式会社代表 取締役(2020年12月退任)		
略歴		2018年5月	共栄会計事務所代表パートナー(現職)		
1979年4月	監査法人サンワ(現有限責任監査法人 トーマツ)入所	2018年6月	日本航空株式会社社外監査役(現職)		
		2020年6月	当社社外監査役		
		2025年3月	当社社外取締役(現職)		

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

久保伸介氏は、日本の公認会計士資格を有し、国内外の監査法人事務所での勤務を通じて得た監査、未上場会社の株式上場支援及び企業再生・M&Aに関連する多彩な業務経験・知識を有しています。同氏は、ベンチャー企業や事業活性化を支援する会社の創設・経営の経験も豊富であり、2020年6月に当社社外監査役に就任後、社外の独立した視点に立った実効的な監査を行ってきた実績を踏まえ、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。選任後は監査委員として、引き続き上記の役割及び業務執行に対する監督等を適切に果たしていただくことを期待しています。なお、同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

同氏は、当社の定める社外取締役の独立性に関する基準を満たしていることから、当社は同氏を当社が上場している東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しており、今般同氏が再任された場合には、引き続き独立役員として指定する予定です。

- 注) 1. 山田啓二氏、内田龍平氏、小高功嗣氏、牧寛之氏、政井貴子氏、原澤敦美氏及び久保伸介氏は社外取締役候補者です。
2. 当社は明幸幸一氏、荒井邦彦氏、山田啓二氏、内田龍平氏、小高功嗣氏、牧寛之氏、政井貴子氏、原澤敦美氏及び久保伸介氏との間で、会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しています。
本議案が原案どおり承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定です。その契約の概要は、次のとおりです。
取締役(業務執行取締役等である者を除く)として職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、同法第427条第1項に基づき、金10百万円又は同法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い方を限度とする。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役、監査役、執行役及び執行役員等であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしています。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、意図的に違法行為を行った場合等には填補の対象としないこととしています。本議案が原案どおり承認された場合は、全取締役候補者が同保険の被保険者に含まれることとなります。同保険の契約期間は1年間であり、当該期間満了前に取締役会において決議のうえ更新する予定です。
4. 政井貴子氏の戸籍上の氏名は西田貴子です。

以上

< ご参考 >

■ 委員会の構成予定について

第2号議案「取締役10名選任の件」が原案どおり承認可決された場合の委員会構成は以下を予定しています。
本総会終結後の取締役会・委員会において各委員及び委員長を選定する予定です。

委 員 会 名	構 成 員 (予 定)
指 名 委 員 会	山 田 啓 二 (委 員 長 ・ 社 外 取 締 役)
	内 田 龍 平 (社 外 取 締 役)
	小 高 功 嗣 (社 外 取 締 役)
	政 井 貴 子 (社 外 取 締 役)
	明 珍 幸 一 (取 締 役)
監 査 委 員 会	小 高 功 嗣 (委 員 長 ・ 社 外 取 締 役)
	牧 寛 之 (社 外 取 締 役)
	原 澤 敦 美 (社 外 取 締 役)
	久 保 伸 介 (社 外 取 締 役)
	荒 井 邦 彦 (取 締 役 ・ 常 勤 監 査 委 員)
報 酬 委 員 会	政 井 貴 子 (委 員 長 ・ 社 外 取 締 役)
	山 田 啓 二 (社 外 取 締 役)
	内 田 龍 平 (社 外 取 締 役)
	小 高 功 嗣 (社 外 取 締 役)
	明 珍 幸 一 (取 締 役)

■ 社外取締役の独立性判断基準

次の各号に掲げる条件の全てに該当しない者を独立性ありと判断する。

- 一 最近3年間において、川崎汽船グループを主要な取引先とする企業集団の業務執行者（会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。以下同じ）であったことがある者。
なお、川崎汽船グループを主要な取引先とする企業集団とは、当該企業集団の過去3年間の各事業年度において、当該企業集団の連結売上高に占める川崎汽船グループへの売上高の割合が2%を超えるものをいう。
- 二 最近3年間において、川崎汽船グループの主要な取引先である企業集団の業務執行者であったことがある者。
なお、川崎汽船グループの主要な取引先である企業集団とは、川崎汽船グループの過去3年間の各事業年度において、川崎汽船グループの連結売上高に占める当該企業集団への売上高の割合が2%を超えるものをいう。
- 三 最近3年間において、川崎汽船グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者又はその親会社若しくは重要な子会社の業務執行者であったことがある者。
- 四 最近3年間において、川崎汽船グループから役員報酬以外に年間1,000万円相当以上の金銭その他の財産を受領した者。
また、最近3年間において川崎汽船グループから年間1,000万円相当以上の金銭その他の財産を受領した監査法人、税理士法人、法律事務所、コンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザー・ファームで、当該法人等の直前事業年度の総収入に占める川崎汽船グループから受領した金銭その他の財産の割合が2%を超えるものに所属していたことがある者。ただし、外形上所属していても、無報酬であるなど実質的に川崎汽船グループとの利益相反関係がない場合は、この限りではない。
- 五 当社の議決権の10%以上を所有する株主。当該株主が法人である場合には最近3年間において当該株主又はその親会社若しくは子会社の業務執行者であった者。
- 六 上記各号に該当する者の配偶者又は二親等内の親族。

以上

コーポレートガバナンス強化の取組み

○ コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

企業がその社会的責任を果たし、株主等ステークホルダーの負託に応え、持続的に成長していくには、コーポレートガバナンスを確立していくことが必須です。

当社は、コーポレートガバナンス体制とリスクマネジメント体制の整備強化に取り組み、グループ全体に企業倫理を徹底しつつ、有機的かつ効果的なガバナンスの仕組みを構築し、収益・財務体質の強化と相まって企業価値を高めるよう、継続的に努力しています。

○ コーポレートガバナンス改革

2006	2009	2015	2016	
取締役員数を25名以内から15名以内に削減 執行役員制度の導入 当社グループ企業行動憲章の制定	取締役の任期を2年から1年に短縮 社外取締役を初めて登用（2名）	買収防衛策の非更新 取締役会・経営会議・執行役員会の機能整備 指名諮問委員会・報酬諮問委員会の設置 コーポレートガバナンス・ガイドラインの制定 取締役会実効性評価の導入	ユニット統括制の導入 社外取締役を2名から3名に増員 （全取締役の3分の1） 女性役員（監査役）の登用 筆頭社外取締役の選任 業績連動型株式報酬制度の導入	
2019	2020	2022	2023	2025
社外取締役を3名から4名に増員（全取締役の4割） 役員の株式報酬を株主総利回り（TSR）連動に変更	女性取締役の登用	独立社外取締役比率を全取締役の3分の1に引き上げ 役員報酬の指標を見直し業績連動比率を引き上げ	取締役のスキルマトリックスを見直し 社外取締役比率を過半数に引き上げ 役員報酬の水準・株式報酬比率の引き上げ及びESG指標の導入	非業務執行取締役に業績に連動しない株式報酬を導入 独立社外取締役比率を過半数に引き上げ 指名委員会等設置会社に移行

コーポレートガバナンスの考え方、コーポレートガバナンス体制、コーポレートガバナンス報告書等についてはこちらをご覧ください。

https://www.kline.co.jp/ja/sustainability/governance/corporate_governance.html



■ 指名委員会等設置会社への移行

当社は、2025年3月28日の臨時株主総会での承認をもって、指名委員会等設置会社に移行しました。

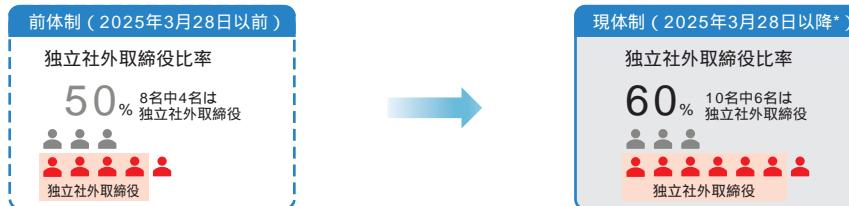
指名委員会等設置会社は、経営の監督を行う取締役と業務を執行する執行役の役割を明確に分けたガバナンス体制です。取締役会は経営方針の決定等と監督に専念し、取締役会から執行役に業務執行の権限を大幅に委譲することで、執行役はより迅速な意思決定と機動的な経営が可能となります。

取締役会の中には、それぞれの構成員の過半数を社外取締役で構成する三つの委員会（指名委員会、監査委員会及び報酬委員会）を設置しています。指名委員会は株主総会に提出する取締役の選任・解任に関する議案等を決定し、監査委員会は取締役及び執行役の職務執行の監査等を行い、報酬委員会は取締役及び執行役の報酬等を決定することで、透明性の高いプロセスが確保され、ガバナンスの強化が図られます。



■ 独立社外取締役比率の引き上げ

取締役会の独立社外取締役比率を過半数に引き上げ、監督機能においてより高い独立性を確保



* 第2号議案「取締役10名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、2025年6月20日定時株主総会以降も、同様の比率になります。

企業価値向上に向けて



2024年度 決算説明会資料は、こちらをご参照ください。
https://www.kline.co.jp/ja/ir/library/presentation/main/011111111114/teaserItems1/0/linkList/01/link/2024_4_presentation_j.pdf

【資本政策】株主還元政策

中計期間の還元総額8,000億円以上に増額
2025年度の年間配当予定を100円/株から120円/株に

中計期間の還元総額

2025年5月公表：**8,000億円以上**
(2025年2月公表:7,500億円以上)
還元方針に基づき、キャッシュフローを踏まえて還元総額を500億円増額

配当

2025年度

2025年5月公表：**120円/株**
(中間・期末、各60円/株)
(2025年2月公表:100円/株)

2025年2月公表の株主還元総額7,500億円の未確定分に関して、追加配当として25年2月公表から20円/株を増額し、120円/株を予定

更なる機動的な追加還元

事業環境を踏まえて、還元方針に基づき、足元から500億円以上の機動的な追加還元を検討

		実績		計画	
		21～23年度	24年度	25年度	26年度
1株当たり株式への配当及び追加還元	機動的な追加還元		752億円 ^{*1}	事業環境を踏まえて還元方針に基づき足元から検討	
	自己株式取得		908億円	500億円以上の機動的な追加還元	
	追加配当		60円/株	80円/株	60円/株
	基礎配当		40円/株	40円/株	40円/株
還元総額 ^{*2}	自己株式取得		1,700億円	500億円以上の機動的な追加還元	
	追加配当		700億円	800億円	600億円
	基礎配当		(100株/円)	(120円/株)	(100株/円)
	還元総額	3,700億円	2,400億円	1,900億円以上	
		中計期間の還元総額:8,000億円以上			

*1 自己株式取得は終了し、2025年3月に消却済、*2 還元総額は概数(10億円単位を四捨五入)で記載

中計期間 還元方針

業績動向を見極め、最適資本構成を常に意識し企業価値向上に必要な投資及び財務健全性を確保のうえ、適正資本を超える部分についてはキャッシュフローを踏まえて積極的に自己株式取得を含めた株主還元を検討

< ご参考 >

【事業戦略】成長を牽引する3事業・新規事業領域 - 成長戦略の進捗

鉄鋼原料

顧客密着と環境営業を梃子に既存顧客との関係を一層強化すると共に、インド・中東マーケットや資源メジャーとの関係強化にも取り組む

当社ばら積み船初のLNGを主燃料とするケープサイズバルカー「CAPE HAYATE」が2024年5月に竣工。今後も日中韓鉄鋼メーカー、インド・中東における需要家、資源メジャー等の低炭素化の動きを捉え、環境対応船への転換を進める

中短期備船による燃費性能に優れた新鋭船の導入で顧客の中期需要にも対応

2030～2035年度に向けて100～110隻規模の運航船隊を計画

LNG輸送船

日本、韓国、中国、欧州などに加え、東南アジアやインドなどの新たなマーケットでの取組みを強化しており、2026年度には足元の46隻から65隻まで拡大する計画

Qatar Energy社向けLNG船を昨年の12隻に続いて、2024年度は追加で4隻の長期定期備船契約・造船契約を締結

インド国営・同国最大の天然ガス供給会社GAIL向けLNG船の長期定期備船契約・造船契約を締結

移行エネルギーとしての需要伸長の下、長期備船契約を中心として2026年度の65隻体制はほぼ確定、2030年度には75隻以上への船隊拡充を想定

自動車船

環境対応船投入、航路網再編を通じて顧客ニーズに応える線 蠟貨緩肖ほ宣 芙窠 梟専菊鯨9 臈

安定的かつ持続的な輸送サービスの提供により、荷主との強固な関係を拡充

荷主との契約の中長期化を進め、安定サービス提供基盤を強化

低炭素・脱炭素化への取組みと船型大型化による船隊の競争力強化。

LNG燃料自動車船は9隻が竣工済み

2030年に向けては次世代ゼロエミッション船・新技術の実装を推進

液化CO₂輸送事業: Northern Lights社と3隻目の液化CO₂船傭船契約締結。先行2隻は現地への回航を終え、本年から世界初のCCS(Carbon dioxide Capture and Storage・二酸化炭素の回収・貯留)向け輸送を開始予定

洋上風力発電支援船事業: ケイライン・ウインド・サービス株式会社* はEGS Survey社との合併による海洋地質調査事業を開始。地質調査船「EK HAYATE」を中核に実績を積み上げ

企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

〔一般概況〕

当期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)における世界経済は、中東情勢、米中対立等の地政学的リスクの高まり、欧米等のインフレ・金利の高止まりなど不透明な状況が継続しました。一方、国内経済は、サービス消費やインバウンド需要の回復を背景に、緩やかに成長しました。

海運市況は、自営事業のドライバルク事業、エネルギー資源輸送事業及び自動車船事業において、それぞれ順調な貨物需要により、堅調に推移しました。コンテナ船事業に関しても、旺盛な貨物需要と中東情勢の悪化に伴う喜望峰経由への迂回航行により、概ねタイトな船腹需給が継続し、市況は堅調に推移しました。

このような事業環境のなか、当社は2022年度から5か年の中期経営計画を着実に実行しています。低炭素・脱炭素社会の実現を事業機会として成長戦略を策定し、ポートフォリオ戦略に基づき、成長の牽引役となる3つの事業に対して経営資源を集中的に配分し、また、当社グループの重要な事業部門であるコンテナ船事業については、株主として持分法適用関連会社であるOCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.(以下、「ONE社」という。)の持続的な成長と発展のために支援を強化します。そのうえで最適資本構成を目指し、バランスのとれた成長投資と株主還元を軸としたキャッシュアロケーションを進めます。これらの

取組みを通じて環境負荷を軽減し、持続可能な社会の実現に向けて企業価値を継続的に向上させることで、全てのステークホルダーに信頼され続ける会社を目指してまいります。

当期業績について、自営事業は全てのセグメントで黒字を確保しました。一過性要因によりエネルギー資源セグメントの業績が前期比で悪化したものの、ドライバルクセグメントと自動車船事業を中心とした製品物流セグメントの業績改善と為替影響により、自営事業全体としては前期を上回りました。また、ONE社の業績は旺盛な貨物需要を背景に前期比で改善しました。

株主還元政策に関しては、業績動向を見極め、最適資本構成を常に意識し、企業価値向上に必要な投資及び財務健全性を確保のうえ、適正資本を超える部分についてはキャッシュフローを踏まえて、自己株式取得を含めた株主還元を積極的に実施しました。

以上の結果、当期の連結売上高は1兆479億円(前期比900億円増加)、営業利益は1,028億円(前期比187億円増加)、経常利益は3,080億円(前期比1,753億円増加)、親会社株主に帰属する当期純利益は3,053億円(前期比2,033億円増加)となりました。

なお、当期の平均為替レートは152.73円/US\$(前期比8.91円/US\$の円安)、燃料油価格は、US\$610/MT(前期比US\$10/MT安)となりました。

MT:メトリックトン(1メトリックトンは1,000キログラム)

売上高

10,479億円
(前期比 9.4%増)

営業利益

1,028億円
(前期比 22.2%増)

経常利益

3,080億円
(前期比 132.1%増)

親会社株主に帰属する当期純利益

3,053億円
(前期比 199.4%増)

金額の記載については、億円単位で表示しているものは億円未満を、百万円単位で表示しているものは百万円未満を切り捨てて表示しています。外貨建ての場合は単位未満を切り捨てて表示しています。

また、在外子会社の収益及び費用の本邦通貨への換算方法を当期から変更し、遡及適用後の数値で前期比較を行っています。

ドライバルクセグメント

売上高 **3,223** 億円
(前期比9.8%増)

セグメント利益 **135** 億円
(前期比278.4%増)



(注) 在外子会社の収益及び費用の本邦通貨への換算方法を当期から変更し、前期のセグメント情報につきましても遡及適用後の数値を記載しています。

【ドライバルク事業】

大型船市況は、年明けに鉄鉱石産地の雨季・荒天の影響による出荷の減退に伴い一時軟化しましたが、輸送需要に支えられ概ね堅調に推移しました。

中・小型船市況は、上半期は堅調に推移、下半期に中国向けのとうもろこし及び石炭の荷動き鈍化により軟化しましたが、期末に上昇に転じました。

このような状況下、ドライバルクセグメントでは、市況エクスポージャーを適切に管理すると同時に運航コストの削減や配船効率向上に努めました。ドライバルクセグメント全体では、前期比で増収増益となりました。

エネルギー資源セグメント

売上高 **1,019** 億円 (前期比3.5%減)
 セグメント利益 **49** 億円 (前期比33.5%減)



(注) 在外子会社の収益及び費用の本邦通貨への換算方法を当期から変更し、前期のセグメント情報につきましても遡及適用後の数値を記載しています。

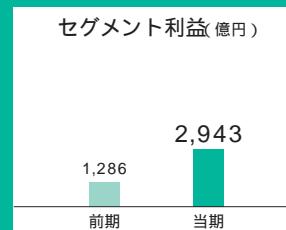
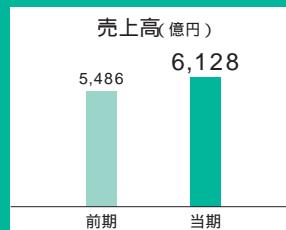
[液化天然ガス輸送船事業・電力事業・油槽船事業・海洋事業]

LNG船、電力炭船、大型原油船、LPG船、ドリルシップ（海洋掘削船）及びFPSO（浮体式石油・ガス生産貯蔵積出設備）は、中長期の傭船契約のもとで順調に稼働し、安定的に収益に貢献しました。エネルギー資源セグメント全体では、一過性の要因により前期比で減収減益となりました。

製品物流セグメント

売上高 **6,128** 億円
(前期比11.7%増)

セグメント利益 **2,943** 億円
(前期比128.8%増)



(注) 在外子会社の収益及び費用の本邦通貨への換算方法を当期から変更し、前期のセグメント情報につきましても遡及適用後の数値を記載しています。

【自動車船事業】

世界自動車販売市場は、半導体及び自動車部品の供給不足が概ね解消され、回復基調が継続しました。また、運賃修復及び運航効率の改善に引き続き取り組みました。

【物流事業】

国内物流・港湾事業では、コンテナ船ターミナル取扱量、曳船事業の作業数及び倉庫事業の取扱量はそれぞれ堅調に推移しました。国際物流事業では、フォワーディング事業における半導体関連や自動車関連貨物の荷量が前期比で増加、収益改善につながりました。完成車物流事業は、豪州各港での取扱量に影響を与える新車販売台数は高く推移し、第2四半期以降続いていた検疫問題による寄港隻数の減少等の影響も改善し、2025年初めから取扱台数も回復しました。

【近海・内航事業】

近海事業では、鋼材の新規契約獲得及び堅調なバイオマス燃料輸送により、輸送量は前期比で増加しました。内航事業では、定期船輸送での農水産物や建築部材等の荷動きが堅調に推移したものの、フェリー輸送の稼働減や一部航路の減便により輸送量は前期比で減少しました。不定期船は順調な稼働により輸送量は前期比で増加しました。

【コンテナ船事業】

当社持分法適用関連会社であるONE社の業績は、堅調な個人消費と中東情勢に起因する喜望峰ルート利用の長期化や港湾混雑による船腹需要の高まりを背景に好調に推移しました。旧正月以降、荷動きの鈍化や船舶の供給過剰を受け運賃市況は下落傾向にあるものの、前期比では大幅な増収増益となりました。

以上の結果、製品物流セグメント全体では、前期比で増収増益となりました。

事業報告

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第154期 2022年3月期	第155期 2023年3月期	第156期 2024年3月期	第157期(当期) 2025年3月期
売上高 (百万円)	756,983	942,606	957,939	1,047,944
経常利益 (百万円)	657,504	690,839	132,728	308,089
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	642,424	694,904	101,989	305,384
1株当たり当期純利益 (円)	765.28	857.01	141.37	460.11
総資産 (百万円)	1,574,960	2,052,616	2,109,432	2,210,049
純資産 (百万円)	984,882	1,546,679	1,624,600	1,677,449
1株当たり純資産 (円)	1,053.82	2,042.80	2,251.81	2,609.68
自己資本当期純利益率(ROE) (%)	116.5	57.9	6.6	18.8
総資産経常利益率(ROA) (%)	51.6	38.1	6.4	14.3
自己資本比率 (%)	56.2	73.8	75.5	74.6

(注) 1. 2022年10月1日付及び2024年4月1日付でそれぞれ普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を行っています。第154期の期首にこれらの株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しています。

2. 在外子会社の収益及び費用の本邦通貨への換算方法を第157期の期首から変更し、第156期につきましても適及適用後の数値を記載しています。

3. 各年度別の概況は次のとおりです。

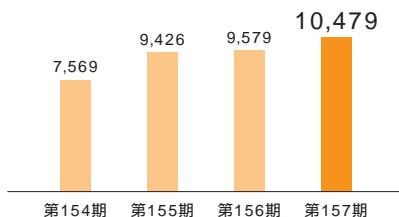
第154期：世界経済は、オミクロン株など新型コロナウイルスの感染再拡大がみられたものの、前期からの回復による反動もあり、通年では高い成長率となりました。当社は、2021年5月にローリングプランでの経営計画を発表し、自営事業4本柱の磨き上げ、アジアを中心としたグローバル展開の加速、新たな事業領域への挑戦、コンテナ船事業の競争力向上、継続的な財務基盤の拡充に取り組みました。自営事業では船隊規模適正化の継続推進、安定収益を重視した投資の厳選、徹底した配船効率追求、顧客への提案力強化を通じた収益成長などにより、全セグメントでの黒字化を達成しました。また、ONE社の業績は前期から引き続いて大きく改善しました。これらの改善により、自己資本拡充は2030年度の目標を前倒して達成するとともに、不採算船処分・事業撤退の構造改革を推進しました。

第155期：世界経済は、中国のゼロコロナ政策解除など新型コロナウイルス感染症の影響から回復しつつありましたが、ロシア・ウクライナ情勢の影響によるエネルギー資源価格の上昇などによるインフレ圧力や、米中対立を中心とした世界経済の分断による影響の懸念が継続しました。当社は、2022年5月に発表した5か年の中期経営計画に沿った取組みを進め、自営事業では構造改革の完遂による船隊適正化、効率的な運航・配船の実施継続による運航コストの削減、顧客密着の営業体制強化による中長期契約の新規獲得、グループ内事業とのシナジー創出に向けた取組み継続などにより、前期に引き続き全てのセグメントで黒字となりました。また、ONE社の業績は、前期に引き続き高水準で推移しました。

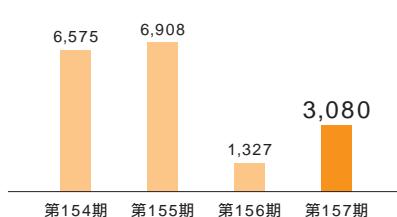
第156期：世界経済は、前期から継続する地政学的リスクや経済の分断化の影響を受けつつも、インフレ圧力の緩和と各国の金融政策調整により、緩やかな回復基調となりました。当社は2022年5月に発表した中期経営計画の取組みを継続し、自営事業では、ポートフォリオ戦略に基づき、成長を牽引する役割を担う3事業への経営資源の重点配分を進めるとともに、自社・社会の低・脱炭素化に向けた取り組みを推進し、全てのセグメントで黒字となりました。また、ONE社については、堅調な荷動きに加えて、地政学的リスクに起因する喜望峰ルートの利用継続により、船腹需給がタイトな状況となり、前期から増益となりました。

第157期：前記「事業の経過及びその成果」(29頁から32頁まで)に記載のとおりです。

売上高(億円)



経常利益(億円)



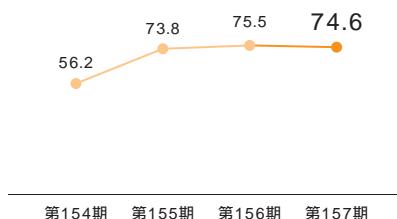
親会社株主に帰属する当期純利益(億円)



ROE(%)



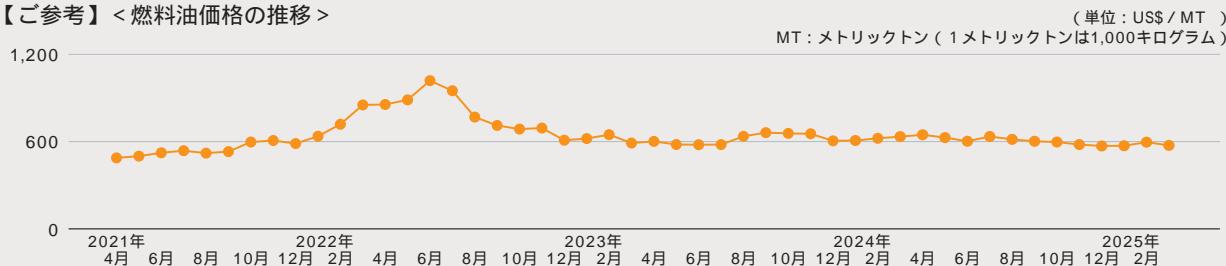
自己資本比率(%)



【ご参考】株主総利回り(TSR、%)



【ご参考】<燃料油価格の推移>



【ご参考】<為替レートの推移>



(注) 株主総利回りは以下のとおり計算しています。
(各事業年度末日の株価 + 当事業年度の4事業年度前から各事業年度までの1株あたり配当額の累計額) / 当事業年度の5事業年度前の末日の株価

事業報告

(3)設備投資等の状況

当社グループでは、当期に全体で1,334億円の設備投資を実施しました。

ドライバルクセグメント、エネルギー資源セグメント及び製品物流セグメントにおいて、船舶建造を中心にそれぞれ354億円、110億円及び860億円の設備投資を実施しました。

一方、船舶を中心に333億円の固定資産売却を実施しました。

(4)資金調達の状況

当社グループの当期の所要資金は、自己資金、金融機関からの借入及び無担保社債発行により調達しました。

(5)対処すべき課題

2025年度は、米中対立、ロシア・ウクライナ情勢、中東情勢などの地政学的リスク、米国新政権による関税政策などに伴う世界経済の下押し懸念、各国のエネルギー・環境政策動向など、引き続き不透明な事業環境が継続する見通しです。

不透明感が強い事業環境下においても、不測の事態を想定したリスク管理及び備えを強化し、短中期的には事業環境の変化に適切に対応しつつ、長期的には自社及び社会の低炭素・脱炭素化を見据えた経営を目指します。成長機会を共にできる顧客とのパートナーシップを発展させ、社会インフラの一翼を担うものとしてGHG（温室効果ガス）排出削減、代替燃料への移行、新たな輸送需要への対応を進め、自営業とコンテナ船の2本柱で、市況耐性の高い企業として環境対応への貢献と収益成長の両立を実現し、持続的成長と企業価値の向上を図ってまいります。

【事業戦略】

当社グループは、2022年5月に公表した5か年の中期経営計画にて定めた、海運業を主軸とした当社グループの強みを生かしたポートフォリオ戦略に基づき、事業ごとの役割を明確化し、各事業の特性に応じたメリハリのある資源配分により事業の収益性を強化し、企業価値の更なる向上に努めます。

「成長を牽引する役割の事業」である鉄鋼原料、自動車船、LNG輸送船は、環境対応を機会として成長を実現し全社収益の柱となることを目的とし、経営資源を集中的に配分して事業成長を実現します。

「スムーズなエネルギー転換をサポートし新たな事業機会を担う役割の事業」である電力炭、油槽船、LPG船事業では、事業リスクの最小化を図りながらも、新エネルギー輸送需要への対応を推進します。

「稼ぐ力の磨き上げで貢献する役割の事業」であるバルクキャリア、近海内航、港湾・物流事業では、市況耐性を高め、安定収益確保に努め、シナジーを追求した事業戦略を進めます。

「株主として事業を支え収益基盤を安定させる役割の事業」では、コンテナ船事業を当社の重要な主要事業の一つと捉え、持分法適用関連会社であるONE社の持続的な成長と発展のために、株主としての支援強化を目的とし、継続的な人的支援と経営ガバナンスへの関与を通じた企業価値の最大化を目指します。

「新規事業領域」では、液化CO₂輸送事業や洋上風力発電支援船事業など、グループ会社間の専門領域を磨き上げ、シナジーを追求し、当社グループの強みを生かせる事業領域の拡張を目指します。

【機能戦略】

事業戦略を実現するための強固な事業基盤を構築します。当社グループの提供価値の源泉である人材・組織とそれらを支えるシステム・技術に投資

することで、当社グループならではの技術や専門性を磨き上げ、組織的な営業力を通じて顧客のニーズに合致した付加価値を提供してまいります。

【資本政策】

最適資本構成を常に意識し、企業価値向上に必要な投資及び財務の健全性を確保のうえ、適正資本を超える部分についてはキャッシュフローも踏まえて自己株式取得を含めた株主還元を積極的に進めます。

基礎配当に加え、追加配当・自己株式取得を機動的に実施することで株主価値の向上に努めます。また、経営管理の更なる高度化により事業ごとの資本コスト及びキャッシュフローを意識した経営管理の導入及び事業投資マネジメント導入による投資規律の維持・強化により、資本効率を最適化し、企業価値の更なる向上を目指します。

(6)重要な子会社等の状況(2025年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	出資比率(%)	主要な事業内容
川崎近海汽船株式会社	2,368 百万円	100.0	海運業
ケイラインロジスティクス株式会社	600 "	95.9	航空運送代理店業
ケイラインローバルシップマネージメント株式会社	400 "	100.0	船舶管理業
株式会社ダイトーコーポレーション	842 "	(51.0)	港湾運送業
日東物流株式会社	1,596 "	(51.0)	港湾運送業
北海運輸株式会社	60 "	80.1	港湾運送業
"K" LINE BULK SHIPPING (UK) LIMITED	2,842 万米ドル	(100.0)	海運業
"K" Line European Sea Highway Services GmbH	530 万ユーロ	100.0	海運業
"K" LINE LNG SHIPPING (UK) LIMITED	4,090 万米ドル	(100.0)	海運業
"K" LINE PTE LTD	4,113 "	100.0	海運業
OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.	300,000 "	(31.0)	海運業

(注) 1. 出資比率欄の()内数値は、子会社等保有の出資比率を含んでいます。

- ケイラインロジスティクス株式会社の出資比率は、2025年4月1日に当社が保有するケイラインロジスティクス株式会社株式の全部を2025年2月に設立した持株会社KLKGロジスティクスホールディングス株式会社に譲渡したうえで、当該持株会社の全株式の47%を株式会社に譲渡いたしましたので、2025年4月1日時点では(50.8%)となっています。
- 株式会社ダイトーコーポレーション及び日東物流株式会社の出資比率は、当社が51%出資するKLKGホールディングス株式会社の出資によるものです。
- "K" LINE BULK SHIPPING (UK) LIMITED及び"K" LINE LNG SHIPPING (UK) LIMITEDの出資比率は、当社の100%出資子会社である"K" LINE HOLDING (EUROPE) LIMITEDの出資によるものです。"K" LINE BULK SHIPPING (UK) LIMITEDは有償減資を実施した結果、資本金が変動しました。
- "K" Line European Sea Highway Services GmbHは近年の会社業績規模を鑑み、当期から重要な子会社として記載しています。
- "K" LINE LNG SHIPPING (UK) LIMITED は、2025年4月1日付で、"K" LINE ENERGY SHIPPING (UK) LIMITEDに改称するとともに、欧州エネルギー資源輸送事業の営業・組織体制の強化を目的として、液化CO₂輸送の事業開発を担うロンドン現地法人"K" LINE (EUROPE) LIMITEDのカーボンソリューション事業部門を統合しました。
- OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.の出資比率は、当社が31.0%出資しているオーシャンネットワークエクスプレスホールディングス株式会社の出資によるものです。同社はコンテナ船事業を運営する持分法適用関連会社ですが、重要性の観点から記載しています。

事業報告

(7) 主要な拠点等(2025年3月31日現在)

当社

名 称	所 在 地
本社	東京都千代田区内幸町二丁目1番1号(飯野ビルディング)
本店	神戸市中央区海岸通8番(神港ビルヂング)
名古屋支店	名古屋市中村区那古野一丁目47番1号(名古屋国際センタービル)
関西支店	神戸市中央区海岸通8番(神港ビルヂング)
海外駐在員事務所	台北、マニラ、デュバイ

子会社等

会 社 名	所 在 地
川崎近海汽船株式会社	東京、釧路、札幌、苫小牧、八戸、那珂、静岡、北九州、大分
ケイラインロジスティクス株式会社	東京、名古屋、大阪
ケイラインローローバルクシップマネジメント株式会社	神戸、東京、フィリピン
株式会社ダイトーコーポレーション	東京、千葉、横浜
日東物流株式会社	神戸、東京、名古屋、大阪、倉敷
北海運輸株式会社	釧路、札幌、苫小牧、東京
"K" LINE BULK SHIPPING (UK) LIMITED	英国
"K" Line European Sea Highway Services GmbH	ドイツ
"K" LINE LNG SHIPPING (UK) LIMITED	英国
"K" LINE PTE LTD	シンガポール
OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.	シンガポール

その他の海外主要拠点

韓国、中国、台湾、タイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、ベトナム、インド、豪州、英国、ドイツ、フランス、ベルギー、米国、メキシコ、ペルー、チリ、ブラジル、南アフリカ

セグメントの名称	ドライバルク	エネルギー資源	製品物流	その他	全社 (共通)	合計
従業員数 (名)	180	205	3,730	591	470	5,176
前期末	185	190	3,732	477	428	

事業報告

会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 1,800,000,000株

(注)2024年4月1日付で株式分割(普通株式1株を3株に分割)を実施し、1,800,000,000株となっています。

(2) 発行済株式の総数 639,172,067株

(注)2024年4月1日付で株式分割を実施し、476,485,378株増加、また、2024年8月7日付及び2025年3月10日付で自己株式の消却を行い、それぞれ39,556,000株、36,000,000株減少しています。

(3) 株主数 135,064名

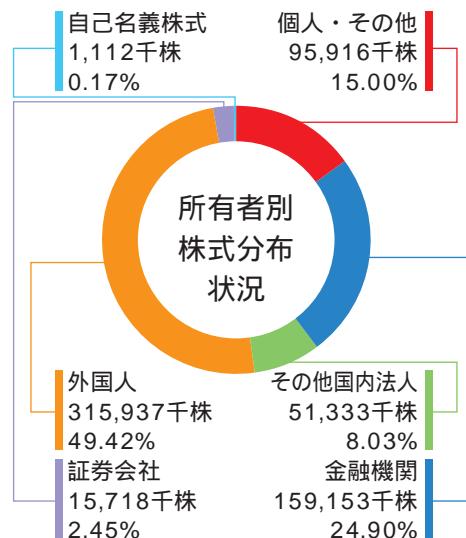
(4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
イーシーエム エムエフ	77,947	12.21
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	63,752	9.99
エムエルアイ フォー セグリゲートイット ピーピー クライアント	50,862	7.97
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	42,375	6.64
J.P. MORGAN SECURITIES PLC FOR AND ON BEHALF OF ITS CLIENTS JPMSP RE CLIENT ASSETS-SEGR ACCT	31,796	4.98
ゴールドマン・サックス・インターナショナル	23,820	3.73
サンテラ(ケイマン)リミテッド アズ トラスティ オブ イーシーエム マスター ファンド	19,716	3.09
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	19,394	3.03
今治造船株式会社	16,956	2.65
株式会社みずほ銀行	12,694	1.98

(注)持株比率は自己株式(1,112,459株)を控除して計算しています。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に取締役(社外取締役を除き、執行役を含む)2名に業績連動型株式報酬として、409,948株を交付しています。



(6) その他株式に関する重要な事項

自己株式の分割

2024年4月1日付で普通株式1株を3株に分割する株式分割を実施しました。

自己株式の取得

2024年5月7日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得しました。

- ・取得した株式の種類及び総数 当社普通株式 39,556,000 株
- ・株式の取得価額の総額 90,874,945,796 円
- ・取得期間 2024年5月8日から2024年7月24日まで

2024年11月5日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得しました。

- ・取得した株式の種類及び総数 当社普通株式 36,000,000 株
- ・株式の取得価額の総額 75,252,802,408 円
- ・取得期間 2024年11月6日から2025年2月28日まで

自己株式の消却

2024年7月26日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を消却しました。

- ・消却した株式の種類及び総数 当社普通株式 39,556,000株
- ・消却した日 2024年8月7日
- ・消却後の発行済株式総数 675,172,067 株

2025年2月27日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を消却しました。

- ・消却した株式の種類及び総数 当社普通株式 36,000,000株
- ・消却した日 2025年3月10日
- ・消却後の発行済株式総数 639,172,067 株

事業報告

会社役員に関する事項

(1) 取締役及び執行役の氏名等

取締役の氏名等（2025年3月31日現在）

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
明 珍 幸 一	取締役会長	指名委員 報酬委員	一般社団法人日本船主協会会長
五十嵐 武 宣	取締役		
荒 井 邦 彦	取締役	常勤監査委員	
山 田 啓 二	取締役 筆頭社外取締役	指名委員会委員長 報酬委員	学校法人京都産業大学理事長 京都産業大学法学部法政策学科教授 株式会社堀場製作所社外監査役 株式会社トーセ社外取締役
内 田 龍 平	取締役	指名委員 報酬委員	Effissimo Capital Management Pte Ltd ディレクター
小 高 功 嗣	取締役	指名委員 監査委員会委員長 報酬委員	小高功嗣法律事務所代表弁護士
牧 寛 之	取締役	監査委員	株式会社メルコホールディングス代表取締役社長 株式会社バッファロー代表取締役社長 シマダヤ株式会社取締役 株式会社メルコグループ代表取締役
政 井 貴 子	取締役	指名委員 報酬委員会委員長	SBI金融経済研究所株式会社取締役理事長 飛島ホールディングス株式会社社外取締役 大王製紙株式会社社外取締役 ビーウィズ株式会社社外取締役（監査等委員） TNL Mediagene Director
原 澤 敦 美	取締役	監査委員	五十嵐・渡辺・江坂法律事務所パートナー リコーリース株式会社社外取締役 株式会社ギックス社外監査役
久 保 伸 介	取締役	監査委員	共栄会計事務所代表パートナー 日本航空株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役山田啓二氏、内田龍平氏、小高功嗣氏、牧寛之氏、政井貴子氏、原澤敦美氏及び久保伸介氏は社外取締役です。なお、当社は山田啓二氏、小高功嗣氏、牧寛之氏、政井貴子氏、原澤敦美氏及び久保伸介氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
2. 常勤監査委員荒井邦彦氏（2025年3月28日まで監査役として就任）は、当社の現地法人における在勤も含め国内外での幅広い業務を通じて、監査委員会委員長小高功嗣氏は、弁護士業に加え、証券、投資銀行などの分野での長年の業務を通じて、監査委員牧寛之氏は、IT関連事業を柱とする株式会社メルコホールディングスの代表取締役社長並びに傘下企業群の代表取締役社長及び取締役の長年の経験を通じて、監査委員久保伸介氏（2025年3月28日まで監査役として就任）は、日本の公認会計士資格を有し、国内外の監査法人事務所での勤務を通じて、財務及び会計に関する

相当程度の知見を有しています。

3. 牧寛之氏が代表取締役社長を務める株式会社メルコホールディングスは、2025年4月1日付で株式会社バッファローを吸収合併し、株式会社バッファローに商号変更しています。
4. 取締役内田龍平氏は、Effissimo Capital Management Pte Ltdのディレクターです。同社は当社の発行済株式総数の38.52%を保有している旨の大量保有報告書を提出しています。取締役政井貴子氏は、大王製紙株式会社社外取締役です。当社のドライバルク事業において大王製紙株式会社と取引がありますが、年間取引高は当社連結売上高の1%未満であり、かつ同社の連結売上高の1%未満です。取締役久保伸介氏は、日本航空株式会社の社外監査役です。当社の航空貨物事業において同社と取引がありますが、年間取引高は当社連結売上高の1%未満であり、かつ同社の連結売上高の1%未満です。取締役山田啓二氏、小高功嗣氏、牧寛之氏及び原澤敦美氏の各兼職先並びに取締役政井貴子氏及び久保伸介氏のその他の兼職先と当社の間には特別の関係はありません。
5. 当社では、執行役等へのヒアリングや内部監査部門等からの報告受領、子会社の監査等による情報の把握及び各種会議への出席を継続的・実効的に行うため、荒井邦彦氏を常勤の監査委員として選定しています。
6. 2024年6月21日付で任期満了により退任した取締役の氏名、退任時の地位、担当及び重要な兼職の状況は以下のとおりです。

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
浅野 敦 男	取締役	
鳥山 幸 夫	取締役	
志賀 こず江	取締役	指名諮問委員会委員長、岡綜法律事務所所属弁護士

7. 2025年3月28日付で任期満了により退任した取締役及び監査役の氏名、退任時の地位、担当及び重要な兼職の状況は以下のとおりです。

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
針谷 雄 彦	代表取締役（副社長執行役員）	社長補佐
山鹿 徳 昌	取締役（専務執行役員）	CFOユニット（経営企画・調査・財務・経理・サステナビリティ・環境経営推進・IR・広報）統括、サステナビリティ環境経営推進・IR・広報担当、CFO
荒井 邦 彦	監査役（常勤）	
新井 真	監査役（常勤）	
原澤 敦 美	監査役	五十嵐・渡辺・江坂法律事務所パートナー リコーリース株式会社社外取締役 株式会社ギックス社外監査役
久保 伸 介	監査役	共栄会計事務所代表パートナー 日本航空株式会社社外監査役

なお、新井真氏は、主に当社の法務・企業法務リスク・コンプライアンス・内部監査部門における業務及び取締役としての経験を通じて、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していました。

事業報告

執行役の氏名等（2025年3月31日現在）

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
五十嵐 武 宣	代表執行役社長	CEO
芥 川 裕	代表執行役専務	CFOユニット（経営企画・調査・財務・経理・サステナビリティ・環境経営推進・IR・広報）統括、サステナビリティ環境経営推進・IR・広報担当、CFO

- (注) 1.2025年3月28日開催の取締役会において、五十嵐武宣氏は代表執行役社長に、芥川裕氏は代表執行役専務に選任されました。
2.代表執行役社長五十嵐武宣氏は取締役を兼務しています。

(2)取締役、監査役及び執行役の報酬等

・指名委員会等設置会社移行前（2024年4月1日から2025年3月28日まで）

取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬		
		月例報酬	短期業績連動 報酬(金銭)	中長期業績連動 報酬(株式)	
取締役 (社外取締役を除く)	594	168	133	292	5
社外取締役	39	39			4
合 計	634	207	133	292	9
監査役 (社外監査役を除く)	60	60			2
社外監査役	20	20			2
合 計	80	80			4

- (注) 1.当社は、2025年3月28日開催の臨時株主総会終結の時をもって、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社に移行しました。これにあわせて、役員報酬に関する各規程を整備し、指名委員会等設置会社移行後も2025年3月31日までの事業年度に関する固定報酬及び同事業年度の業績に係る業績連動報酬は、指名委員会等設置会社移行前の規程に基づく以下の手順を経て報酬を支給することとしています。
2.上記には、2024年6月21日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び社外取締役1名が含まれています。また、2025年3月28日開催の臨時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及び監査役4名が含まれています。
3.当事業年度に係る報酬等のうち、取締役への短期業績連動報酬(金銭)133百万円は、2025年3月28日の指名委員会等設置会社への移行前時点の取締役のうち、社外取締役5名を除く取締役3名に対して給付する予定額です。
4.当事業年度に係る報酬等のうち、取締役への中長期業績連動報酬(株式)292百万円は、2025年3月28日の指名委員会等設置会社への移行前時点の取締役のうち、社外取締役5名を除く取締役3名に対して給付する予定額です。
5.当社では、各事業年度に関する業績連動報酬を当該事業年度の事業報告及び有価証券報告書に記載したうえで、翌事業年度に給付することとしています。2024年6月21日定時株主総会終結の時をもって退任した取締役のうち社外取締役1名を除く2名については、当該記載方法が始まる以前の2017年度分の業績連動報酬(株式)6百万円を退任に伴い給付しており、上記表に含まれていません。

取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2023年6月23日開催の第155期定時株主総会において、報酬年額総額800百万円（うち、社外取締役分111百万円）以内とし、総額の枠内で、固定報酬及び短期業績連動報酬の具体的な支給額の決定を報酬諮問委員会での審議を経て取締役会で決定することを決議しました。なお、当該株主総会終結時点の取締役は9名（うち社外取締役5名）です。また、2023年6月23日開催の第155期定時株主総会において、業績連動型株式報酬として、上記報酬枠とは別に業績連動型株式報酬の取得資金の上限を1対象期間（4事業年度）当たり2,400百万円（1事業年度当たり600百万円相当）とすることを決議しました。なお、当該株主総会終結時点の対象取締役は4名（業務執行取締役）です。

監査役の報酬限度額は、2006年6月26日開催の第138期定時株主総会において、報酬月額総額12百万円以内と決議しています。なお、当該株主総会終結時点の監査役は4名（うち社外監査役2名）です。

当事業年度においては、以上の取締役及び監査役の報酬限度額の範囲内での報酬支給を行います。

取締役の個人別の報酬等に関する方針

a. 取締役の個人別の報酬等に関する方針の決定方法

- ・ 取締役の個人別の報酬等の決定方針は、2015年11月27日開催の取締役会において制定された「川崎汽船コーポレートガバナンス・ガイドライン」第13条に基づいて決定しています。

b. 取締役の個人別の報酬等の決定方針の内容の概要

- ・ 取締役の個人別の報酬の額は、業績を考慮し、適切な比較対象となる他社の報酬の水準にも照らし適正な額としており、業務執行取締役の報酬は、中長期的な業績やこれらの者が負う潜在的なリスクを反映させ、当該業務執行取締役の当社の持続的な成長と企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものとしています。また、社外取締役の報酬は、各社外取締役の当社の業務に関する時間と職責が反映されたものでなければならず、かつ、業績連動型の要素は含まないものとしています。

c. 取締役会が取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると判断した理由

- ・ 取締役の報酬は、報酬諮問委員会において上記方針に則り、報酬の制度設計、報酬の水準等について審議し決議のうえ、取締役会に答申を行っています。
- ・ 取締役会は報酬諮問委員会の答申を尊重して、株主総会の決議による報酬年額総額の範囲内において、役員報酬規程に則り取締役の役位ごとの報酬を承認し、個々の業務執行取締役の業績に応じた報酬については、代表取締役社長が提案し、報酬諮問委員会の審議を経て最終的な支給額を決定しています。また、各業務執行取締役の業績連動報酬の額は、2023年6月23日開催の第155期定時株主総会での決議の範囲内で、役員報酬規程で定めた計算式に従い決定されています。
- ・ 上記より、当該事業年度にかかる取締役の個人別報酬の内容が取締役の個人別の報酬等の決定方針に沿うものであると判断しています。
- ・ なお、報酬諮問委員会は全独立社外取締役、取締役会長及び社長執行役員で構成し、委員長は独立社外取締役の委員から選出することとしています。

取締役の個人別の報酬等の内容に関する決定権限の委任に関する方針

取締役の個人別の報酬の内容については、取締役の職務執行状況を全般的に把握している代表取締役社長・社長執行役員CEOの明珍幸一が最終的に提案し、報酬諮問委員会の審議を経て、最終的な支給額を決定する旨、2024年6月21日の取締役会にて決議しています。

代表取締役社長が各取締役の個別の支給額を決定するに当たって、当該権限が適切に行使されるようにする

事業報告

ために、株主総会の決議による報酬年額総額の範囲内において、報酬諮問委員会の答申及び取締役会における当該答申の承認を経ていきます。

なお、当該措置を講ずることによって、客観性・透明性を担保できることから、当該権限の委任が妥当であると判断しています。

業績連動報酬に係る指標、当該業績連動報酬の額の決定方法及び当該指標を選じた理由

a. 業績連動報酬に係る指標、当該業績連動報酬の額の決定方法

・ 短期業績連動報酬（金銭）

短期業績連動報酬（金銭）は、主として単年度の連結業績目標の達成度に連動する方式とし、支給基準の透明性と客観性を高めています。

役員別基準額に乗ずる係数は、単年度の連結業績（経常利益総額、コンテナ船事業を除く経常利益額及び親会社株主に帰属する当期純利益）に連動する係数及び個人の貢献に応じた係数とします。連結業績に連動する係数は目標達成度に応じた所定の計算式に従って0～1.5の範囲で変動し、業績連動性は経営責任に応じて高くなります。このほか、重大な海難事故が発生した場合には、事故の程度や影響度に応じて減算を行います。

当事業年度においては、経常利益総額及びコンテナ船事業を除く経常利益額及び親会社株主に帰属する当期純利益とも大きく目標を上回ったことから、連結業績に連動する係数は1.50となりました。

・ 中長期業績連動報酬（株式）

中長期業績連動報酬（株式）は、株主とより一層の価値共有を図るとともに、役員の中長期的な企業価値向上を目指すインセンティブ性を強め、より効果的に機能させるため、株主総利回り（Total Shareholders Return。以下、「TSR」という。）等に連動するものとします。

TSRに基づく指標は、当社TSRとTOPIX成長率との比率（以下、「TSR比率」という。）及び当社TSRと他社TSRの順位付けを組み合わせて、役員別基準額に乗ずる係数を定めます。

役員別基準額に乗ずる係数は、TSR比率が50%以下の場合は0（最小値）、TSR比率が100%の場合は1（目標達成時）、TSR比率が150%以上の場合は1.62（最大値）、TSR比率が50%超150%未満の場合は一定の計算式により算出します。

TSRに基づく指標に加えて、ROE指標として中期経営計画の目標達成度及び他社との順位付けに基づく係数、ESG指標としてCO₂の排出効率改善を評価する係数を採用しています。

当該報酬の業績連動性は、経営責任に応じて高くなる設計としています。TSR指標、ROE指標及びESG指標（CO₂）の構成比率は90：5：5の設定です。

上記で算定される各係数の合計値（最小値0、最大値1.8）を役員別基準額に乗じて中長期業績連動報酬を算出し、ポイントに換算のうえで年度ごとに役員に付与し、原則として退任時に付与されたポイントを累積した数に応じた当社株式等を交付します。

当該事業年度においては、2022年度から2024年度の3年間における当社TSRとTOPIX成長率の比率が150%超のためTSR指標支給係数が1.62となったほか、ROE指標の支給係数は0.05、ESG指標の支給係数は0.00となったため、役員別基準額に乗じる係数は1.67となりました。

・ 報酬の構成比率

固定報酬（金銭）、短期業績連動報酬（金銭）及び中長期業績連動報酬（株式）の構成比率は、業績目標を

達成したモデルケースにおいては、100：40：65を想定しています。
 目標達成度に応じて、短期業績連動報酬は0～1.5倍の範囲で、中長期業績連動報酬は0～1.8倍の範囲で変動し、業績連動性は経営責任に応じて高くなります。

b. 当該指標を選択した理由

短期的な業績と中長期的な株主価値向上を適正なバランスで動機づけるとともに、サステナビリティの取組みを推進するインセンティブを与えることで、企業価値の最大化を企図するものです。

<ご参考>

■ 当事業年度に適用する報酬制度の概要

区分	報酬の種類	報酬の性格	決定方法	報酬限度額
取締役	月例報酬（金銭）	固定報酬	役位に基づいて決定	年額800百万円以内 （うち社外取締役は111百万円以内）
	短期業績連動報酬（金銭） ¹	変動報酬	単年度の連結業績及び個人業績評価に連動。重大事故発生時には減算指標を適用。	
	中長期業績連動報酬（株式）「BBT」 ¹		中長期の当社株主総利回り（TSR ² ）、ROE指標、ESG指標（CO 排出効率改善）に連動 ³ 。	
監査役	月例報酬（金銭）のみ	固定報酬	監査役の協議により決定	月額12百万円以内

1 業務執行取締役に限る

2 $TSR = \text{一定期間における当社株価上昇率} + \text{一定期間における配当率} (\text{配当合計額} \div \text{当初株価})$

3 TSR指標、ROE指標及びESG指標の構成比率は、90：5：5

・ 指名委員会等設置会社移行後（2025年3月28日から2025年3月31日まで）

取締役及び執行役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 （百万円）	報酬の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 （名）
		固定報酬 月例報酬	業績連動報酬 短期業績連動報酬（金銭）	業績連動報酬 中長期業績連動報酬（株式）	
取締役 （社外取締役を除く）					
社外取締役					
合計					
執行役					
合計					

(注) 当社は、2025年3月28日開催の臨時株主総会終結の時をもって、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社に移行いたしました。指名委員会等設置会社移行後の上記期間についても、移行措置として上記の欄の報酬に含むよう各報酬規程を整備しており、上記期間についての取締役及び執行役への報酬等は給付していません。

事業報告

取締役及び執行役の個人別の報酬の内容の決定に関する方針等

当社は、2025年3月28日開催の報酬委員会で取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決定しており、適用開始は2025年4月以降としています。

1. 取締役及び執行役の個人別の報酬等に関する方針の決定方法

取締役及び執行役の個人別の報酬等の決定方針は、報酬委員会で審議のうえ、決定する。

2. 取締役及び執行役の個人別の報酬等の決定方針の内容の概要

取締役（執行役を兼務する者を除く）の個人別の報酬等の額は、各取締役の当社の業務に関する時間と職責が反映されたものでなければならず、かつ、業績連動型の要素は含まないものとする。

執行役（取締役を兼務する者を含む、以下同じ）の個人別の報酬等の額は、業績を考慮し、適切な比較対象となる他社の報酬の水準にも照らし適正な額とし、中長期的な業績やこれらの者が負う潜在的なリスクを反映させ、当該執行役の当社の持続的な成長と企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものとする。

3. 取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容の決定方法

取締役及び執行役の個人別の報酬等は、上記方針に則り、報酬委員会で審議のうえ、決定する。

執行役の業績連動報酬の額は、報酬委員会で決定された役員報酬に関する社則で定めた計算式に従い決定する。

報酬制度の概要

ア. 取締役（執行役を兼務する者を除く）の報酬

取締役の報酬は、二種類の固定報酬である月例報酬（金銭）と固定報酬（株式）からなります。なお、業績連動型の要素は含みません。

i. 月例報酬は、社外取締役、社内取締役の別、また、所属する委員会や取締役会における役割等に応じて決定します。

ii. グローバル企業としてのガバナンス強化を担うことのできる人材の維持・確保及び株主との利害の共有を図ることを目的として、株式給付信託の仕組みを活用した株式報酬制度を導入しています。

当制度は、社外取締役、社内取締役の別に応じて、事業年度毎に予め付与したポイントに基づき、退任時に当社株式を給付するものです。

イ. 執行役（取締役を兼務する者を含む）の報酬

執行役の報酬は、固定報酬である月例報酬（金銭）と業績に応じて変動する短期業績連動報酬（金銭）と中長期業績連動報酬（株式）からなります。

i. 基本報酬は、執行役の役位に応じて額を決定し、代表権を有する執行役には、加算を行います。

ii. 短期業績連動報酬（金銭）及び中長期業績連動報酬（株式）の指標及び額の決定方法は、指名委員会等設置会社移行前の業務執行取締役の業績連動報酬制度（[リンク](#) a）と同様のものであり、概要は以下のとおりです。

短期業績連動報酬は、単年度の連結業績（経常利益総額、コンテナ船事業を除く経常利益額及び親会社株主に帰属する当期純利益）目標達成度に基づき、支給基準の透明性と客観性を向上させています。経常利益総額や純利益に応じる係数と個々の貢献に基づく係数で算出され、業績に応じて0～1.5の範囲で変動します。

中長期業績連動報酬は、株主価値の共有と企業価値向上を目指し、株主総利回り（TSR）に連動します。具体的には、TSRとTOPIX成長率の比率や他社との順位付けを考慮し、役位別基準額に対する係数を定めます。TSR比率が50%以下では0、100%で1、150%以上で最大1.62となります。ROE指標やCO₂排出効率改善も評価に加え、業績連動性は経営責任に応じて高まり、算出された係数によってポイント化し、退任時に株式等で支給さ

れます。

当該指標を選択した理由
短期的な業績と中長期的な株主価値向上を適正なバランスで動機づけるとともに、サステナビリティの取組みを推進するインセンティブを与えることで、企業価値の最大化を企図するものです。

<ご参考>

■ 指名委員会等設置会社移行後の事業年度に適用する報酬制度の概要

区分	報酬の種類	報酬の性格	決定方法
取締役 (執行役兼務者を除く)	月例報酬(金銭)	固定報酬	職責に応じ設定した職位ごとの月次報酬
	固定報酬(株式)		職責に応じた固定額による株式報酬
執行役 (取締役兼務者を含む)	月例報酬(金銭)	固定報酬	職責に応じ設定した職位ごとの月次報酬
	短期業績連動報酬(金銭)	変動報酬	単年度の連結業績及び個人業績評価に連動。重大事故発生時には減算指標を適用。
	中長期業績連動報酬(株式)「BBT」		中長期の当社株主総利回り(TSR ¹)、ROE指標、ESG指標(CO排出効率改善)に連動 ²

1 TSR=一定期間における当社株価上昇率+一定期間における配当率(配当合計額÷当初株価)

2 TSR指標、ROE指標及びESG指標の構成比率は、90:5:5

事業報告

(3) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要

氏名	地位	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
山田 啓二	社外取締役	当期開催の取締役会19回全てに出席しました。長年にわたり行政の長として培ってきた幅広い経験・人脈と高い見識に基づき、社外取締役としての客観的視点から適宜発言や、指名諮問委員会委員長及び報酬諮問委員会委員としての活動等を通じて業務執行に対する監督等の期待された役割を適切に果たしています。
内田 龍平	社外取締役	当期開催の取締役会19回全てに出席しました。企業価値向上の取組みに関する豊富な経験と高い見識に基づき、当社株主の視点からの適宜発言や、当社経営及び業務遂行の適切な監督を行っていただくことで、当社グループのコーポレートガバナンス向上にも貢献するなど期待された役割を適切に果たしています。
小高 功嗣	社外取締役	当期開催の取締役会19回全てに出席しました。また、2025年3月に開催した監査委員会1回に出席しました。弁護士業に加え、証券、投資銀行、IT、不動産など幅広い分野の企業で取締役等を務めてきた経験を有し、法務・財務・会計領域での豊富な経験と投資やIRも含めた幅広い知見を生かして取締役会における発言や報酬諮問委員会委員長及び指名諮問委員会委員としての活動等を通じて業務執行に関する監督等の期待された役割を適切に果たしています。
牧 寛之	社外取締役	当期開催の取締役会19回全てに出席しました。また、2025年3月に開催した監査委員会1回に出席しました。経営者としての豊富な経験及びIT・デジタル領域での幅広い知見を生かした取締役会における適宜発言や、指名諮問委員会委員及び報酬諮問委員会委員としての活動等を通じて業務執行に関する監督等の期待された役割を適切に果たしています。
政井 貴子	社外取締役	2024年6月就任後に開催した取締役会14回全てに出席しました。金融市場における豊富な経験や金融経済に関する知見、ダイバーシティに関する見識を生かした取締役会における積極的な発言や、指名諮問委員会委員及び報酬諮問委員会委員としての活動等を通じて業務執行に関する監督等の期待された役割を適切に果たしています。
原澤 敦美	社外取締役	監査役として、当期開催の取締役会18回全てに出席、監査役会14回全てに出席しました。また、2025年3月取締役就任後に開催した取締役会1回及び監査委員会1回に出席しました。弁護士としての専門的見地から適宜発言や、社外の独立した視点に立った実効的な監査を行うなど期待された役割を果たしています。
久保 伸介	社外取締役	監査役として、当期開催の取締役会18回全てに出席、監査役会14回全てに出席しました。また、2025年3月取締役就任後に開催した取締役会1回及び監査委員会1回に出席しました。公認会計士としての専門的見地から適宜発言や、社外の独立した視点に立った実効的な監査を行うなど期待された役割を果たしています。

(4)責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、2025年3月28日付改正前の定款においては監査役も対象としていました。これに基づき、非業務執行取締役である明珍幸一氏、荒井邦彦氏、山田啓二氏、内田龍平氏、小高功嗣氏、牧寛之氏、政井貴子氏、原澤敦美氏及び久保伸介氏との間で責任限定契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、善意でかつ重大な過失がないときは、金10百万円又は法令が定める額のいずれか高い方としています。

なお、2025年3月28日開催の臨時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した監査役荒井邦彦氏、新井真氏、原澤敦美氏及び久保伸介氏とも同様の責任限定契約を締結していました。

(5)役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役、執行役、監査役及び執行役員等であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしています。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、意図的に違法行為を行った場合等には填補の対象としないこととしています。

連結計算書類等

連結貸借対照表（2025年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)			
流動資産			
現金及び預金			
受取手形、営業未収金及び契約資産			
原材料及び貯蔵品			
繰延及び前払費用			
短期貸付金			
その他流動資産			
貸倒引当金			
固定資産			
有形固定資産			
船舶			
建物及び構築物			
機械装置及び運搬具			
土地			
建設仮勘定			
その他有形固定資産			
無形固定資産			
その他無形固定資産			
投資その他の資産			
投資有価証券			
長期貸付金			
退職給付に係る資産			
繰延税金資産			
その他長期資産			
貸倒引当金			

連結損益計算書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

川崎汽船株式会社
取締役会 御中

EY日本有限責任監査法人

東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内田	聡
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	清本	雅哉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	美和	一馬

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、川崎汽船株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、川崎汽船株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類等

貸借対照表（2025年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目 (資産の部)	金額	科目 (負債の部)	金額
流動資産	324,554	流動負債	238,961
現金及び預金	152,887	海運業未払金	70,322
海運業未収金	72,236	短期借入金	105,227
契約資産	9,154	リース債務	15,945
立替金	5,494	未払金	2,685
貯蔵品	31,603	未払費用	855
繰延及び前払費用	21,861	未払法人税等	2,555
代理店債権	11,483	前受金	890
短期貸付金	10,637	契約負債	26,094
その他流動資産	10,237	預り金	5,489
貸倒引当金	1,042	代理店債務	518
固定資産	560,944	独占禁止法関連損失引当金	1,335
有形固定資産	173,580	備船契約損失引当金	3,230
船舶	107,916	賞与引当金	2,327
建物	1,112	役員賞与引当金	133
構築物	24	訴訟損失引当金	314
機械及び装置	20	その他流動負債	1,034
車両及び運搬具	554	固定負債	146,211
器具及び備品	690	社債	14,000
土地	4,577	長期借入金	116,968
建設仮勘定	58,351	リース債務	8,124
その他有形固定資産	332	退職給付引当金	635
無形固定資産	3,034	株式給付引当金	2,655
ソフトウェア	515	特別修繕引当金	11
その他無形固定資産	2,518	再評価に係る繰延税金負債	911
投資その他の資産	384,329	その他固定負債	2,903
投資有価証券	27,499	負債合計	385,173
関係会社株式	247,003	(純資産の部)	
出資金	703	株主資本	492,093
関係会社出資金	3,596	資本金	75,457
長期貸付金	3,038	資本剰余金	9,607
従業員長期貸付金	165	資本準備金	9,607
関係会社長期貸付金	49,131	利益剰余金	415,077
長期前払費用	18,638	利益準備金	9,257
前払年金費用	821	その他利益剰余金	405,819
繰延税金資産	5,268	圧縮記帳積立金	66
リース投資資産	26,173	繰越利益剰余金	405,752
敷金及び保証金	1,858	自己株式	8,048
その他長期資産	1,536	評価・換算差額等	8,231
貸倒引当金	1,107	その他有価証券評価差額金	11,098
資産合計	885,498	繰延ヘッジ損益	4,889
		土地再評価差額金	2,023
		純資産合計	500,325
		負債純資産合計	885,498

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
海運業収益		
運賃	662,519	
貸船料	154,444	
その他海運業収益	23,613	840,578
海運業費用		
運航費	304,558	
船費	11,792	
借船料		
借船料	388,673	
備船契約損失引当金繰入額	3,227	
その他海運業費用	27,072	735,325
海運業利益		105,252
その他事業収益	50	
その他事業費用	24	
その他事業利益		25
営業総利益		105,278
一般管理費		28,600
営業利益		76,677
営業外収益		
受取利息	5,481	
受取配当金	132,334	
為替差益	1,666	
その他営業外収益	2,964	142,447
営業外費用		
支払利息	5,368	
社債利息	91	
資金調達費用	842	
貸倒引当金繰入額	132	
その他営業外費用	624	6,794
経常利益		212,330
特別利益		
固定資産売却益	2,831	
関係会社株式売却益	3,427	
その他特別利益	2	6,261
特別損失		
関係会社株式評価損	2,730	
訴訟損失引当金繰入額	314	
その他特別損失	24	3,068
税引前当期純利益		215,523
法人税、住民税及び事業税	5,639	
法人税等調整額	1,884	3,755
当期純利益		211,767

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

川崎汽船株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内田 聡

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 清本 雅哉

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 美和一馬

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、川崎汽船株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第157期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査委員会監査報告

監 査 報 告

当監査委員会は、第157期事業年度における2024年4月1日から2025年3月27日までの取締役並びに2025年3月28日から2025年3月31日までの取締役及び執行役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

(1) 監査委員会は、2025年3月27時点の監査役（以下「旧監査役」）が下記(2)で行った監査の結果等について旧監査役及び2025年3月27日時点の監査役会（以下「旧監査役会」）から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、2025年3月28日以降は、監査委員会としても、監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担及び監査委員会の監査基準等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、取締役、執行役、会計監査人及び使用人から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各旧監査役は、旧監査役会が定めた監査役監査基準及び監査計画に基づき、取締役、執行役員及び内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等の主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役、使用人及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月15日

川崎汽船株式会社 監査委員会

監査委員 小高 功 嗣

監査委員 牧 寛 之

監査委員 原 澤 敦 美

監査委員 久 保 伸 介

監査委員 荒 井 邦 彦

以 上

株 主 メ モ

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	6月
基準日 定時株主総会・期末配当	3月31日
中間配当	9月30日
株主名簿管理人 及び特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	電話 0120-782-031 (フリーダイヤル) (受付時間：午前9時～午後5時。土日休日を除く。)

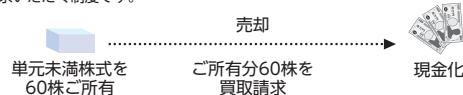
- ・未払配当金の支払いについて
株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。
- ・住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について
株主様の口座のある証券会社にお申出ください。
特別口座に記録されている単元未満株式（証券会社の口座に振替手続きがお済みでない株式）に関しては、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

単元未満株式（100株に満たない株式）の買取請求・買増請求について

100株に満たない株式は市場での売買ができません。
当社では、その株式を買い取らせていただく「買取請求制度」と、株主様が不足する株式を買い増し、単元株式（100株）とする「買増請求制度」を導入しています。

買取請求制度（株主様が売却をご希望の場合）

ご所有の単元未満株式（1株から99株）を株主様が当社に対して市場価格で買い取ることをご請求いただく制度です。



買増請求制度（株主様が購入をご希望の場合）

ご所有の単元未満株式と合わせて1単元株式（100株）となるように、株主様が当社から不足分の株式を市場価格にて買い増すことをご請求いただく制度です。



なお、買取・買増請求の場合、当社所定の手数料が必要となります。また、中間及び期末などの基準日の権利確定日前一定期間並びにその他受付停止期間が設定された場合は、買取・買増請求の受付を停止させていただきますので、あらかじめご了承ください。

FONT